

お知らせ なんたん



第38号(2の2)平成19年8月10日発行

乳幼児医療費助成制度が拡充されます

平成19年9月1日から、乳幼児医療費助成制度が下記のとおり一部拡充されます。これに伴い、制度名称も「子育て支援医療費助成制度」に変更されます。

①拡充内容

乳幼児医療費助成制度では、0歳から就学前までのお子さんを対象に医療費の助成を行っていましたが、子育て支援医療費助成制度では、入院に係る助成対象が小学生まで拡充されます。これにより、小学生のお子さんが入院された際、医療機関での医療費の窓口負担が1ヵ月1医療機関200円で済むようになります。なお、通院については変更ありません。

※19年9月診療分から

	3歳未満	3歳から就学前	小学生	中学生・高校生等
入院	「京都子育て支援医療費受給者証」(白色)を医療機関の窓口で提示してください。		拡充部分	
通院		「南丹市子育て支援医療費受給者証」(さくら色)を医療機関の窓口で提示してください。	「すこやか子育て医療費助成制度」をご利用ください。	

●受給者証の交付について

平成19年8月下旬に、0歳から小学校を卒業されるまでのお子さんに、「子育て支援医療費受給者証」を郵送により交付します。0歳から就学前までのお子さんについては、医療費の助成内容に変更はありませんが、「乳幼児医療費受給者証」との証の交換をお願いします。

※すこやか子育て医療費助成制度について

小学生のお子さんの通院や、中学生・高校生等の入院、通院については、今までどおり「すこやか子育て医療費助成制度」をご利用ください。医療機関で支払われた医療費のうち、1ヵ月1医療機関200円を控除した額を助成しています。(保護者等が南丹市に引き続き1年以上居住されているお子さんが対象です)

医療費の助成手続きは、①領収書②印鑑(③申請が初めての場合は、預金通帳等、振込口座の分かるものが必要)をお持ちの上、国保医療課もしくは、お近くの支所健康福祉課で行ってください。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL 68-0011

平成19年度児童扶養手当現況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方(全部停止となっている方も含む)は、毎年1回受給者と児童の状況について現況届をしていただくことになっています。この現況届によって引き続き1年間手当てを受けていただけるかどうかを審査します。

現況届を2年間続けて提出されないと手当てを受ける資格がなくなりますのでご注意ください。下記の期日までに現況届および必要な書類に手当証書を添えて、子育て支援課または、各支所に必ず提出してください。

●提出期日 8月31日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(土、日を除く)

●提出場所 子育て支援課または各支所健康福祉課

◇問合せ先 子育て支援課 TEL 68-0017
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「手話教室・基礎」講座の受講者募集

「手話をより詳しく学んで、日常会話ができるようになりたい」という方を対象に、基礎講座の参加者を募集します。

●日 時 8月25日、9月1日・8日・15日・29日
10月13日・20日、11月10日・17日、12月1日・8日
(いずれも土曜日)全11回 毎回午前10時～午後3時(休憩1時間)

●会 場 南丹市園部公民館または南丹市役所(日によって異なります)

●対象者 16歳以上の方。手話で自己紹介や簡単な自己紹介や日常会話ができる方、または「手話教室・入門」を修了した方。

●定 員 40人

●費 用 受講料は無料(ただし、テキスト代は実費負担)

●申込方法 8月20日(月)午後5時15分までに下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「南丹市未成年心身障害者年金」を支給します

未成年心身障がい者の健全な成長と福祉の増進を図り、障がいのある方の精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「南丹市未成年心身障害者年金助成金」を支給します。

- 対象者 住居:平成19年4月1日現在において市内に3年以上居住している者
年齢:平成19年4月1日現在20歳未満で以下のいずれかに該当する者
障がいの範囲:身体障害者手帳1～2級か療育手帳所持者、または日常生活を著しく制限されているか、介護の必要がある者で市長が認定した者
- 助成金額 年額2万円
- 申請方法 社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課に備え付けの申請書類を8月30日(木)までに提出してください。(期限厳守)

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

「南丹市在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します

重度身体障がい者を在宅で介護されている方を対象に、在宅障がい者とその介護従事者の精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「在宅重度身体障害者激励金」を支給します。

- 対象者 在宅の重度身体障がいにより寝たきりの状態が6ヵ月以上継続している20歳以上65歳未満の者を介護している者。(民生委員の確認が必要)
- 支給要件 基準日は8月1日または2月1日に在住する対象者。
ただし、基準日において重度の身体障がい者が施設に入所しているときまたは病院などに引き続き3ヵ月を超えて入院しているとき、基準日6ヵ月以内に市外から転入してきたときを除く。
- 激励金額 年額6万円
- 申請方法 社会福祉課障害者福祉係または各支所健康福祉課に備え付けの申請書類を8月30日(木)までに提出してください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

終戦後の税関保管物件をお返ししています

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。お心当たりの方は、税関へお問い合わせください。本人だけでなく、家族の方も問い合わせや返還請求をすることができます。保管証券返還のご案内は、大阪税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/osaka/>)でもご覧いただけます。

- 終戦後、外地から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券など
- 外地の終結地において、総領事館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの

◇問合せ先 大阪税関 監視部 取締総括部門 TEL (06) 6576-3115(平日9~17時)
〒552-0022 大阪市港区海岸通2-1-4 Eメール koho@osaka-customs.go.jp
大阪税関 京都税関支署 TEL (075) 761-1296
〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12
大阪税関 舞鶴税関支署 TEL (0773) 75-9116 〒624-0931 京都府舞鶴市松陰

放送大学の学生を募集しています

放送大学は、ご自宅のテレビなどで約300もの科目の中から学びたい科目が学べる、通信制の大学です。

入学は年に2回(4月と10月)で、15歳以上の方ならどなたでも入学できます。平成19年度第2学期の学生募集は、8月15日(水)までです。詳しくは、無料で資料をお送りしますので、下記へご請求ください。

◇資料請求先 放送大学 フリーダイヤル 0120-864-600
FAX (043) 297-2781 URL <http://www.u-air.ac.jp>